

別添

○ 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成 30 年障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

（下線部が変更部分）

改 正 後		改 正 前	
	障 発 1206 第 3 号 平成30年12月 6 日		障 発 1206 第 3 号 平成30年12月 6 日
一部改正	障 発 0528 第 5 号 令和元年 5 月28日	一部改正	障 発 0528 第 5 号 令和元年 5 月28日
一部改正	障 発 1225 第 1 号 令和 2 年12月25日	一部改正	障 発 1225 第 1 号 令和 2 年12月25日
一部改正	障 発 0630 第 1 号 令和 3 年 6 月30日	一部改正	障 発 0630 第 1 号 令和 3 年 6 月30日
一部改正	障 発 1213 第 1 号 令和 3 年12月13日	一部改正	障 発 1213 第 1 号 令和 3 年12月13日
一部改正	障 発 0623 第 3 号 令和 4 年 6 月23日	一部改正	障 発 0623 第 3 号 令和 4 年 6 月23日
一部改正	障 発 0307 第 3 号 令和 5 年 3 月 7 日	一部改正	障 発 0307 第 3 号 令和 5 年 3 月 7 日
一部改正	障 発 0326 第 3 号 令和 6 年 3 月26日	一部改正	障 発 0326 第 3 号 令和 6 年 3 月26日
一部改正	障 発 0708 第 1 号 令和 6 年 7 月 8 日	一部改正	障 発 0708 第 1 号 令和 6 年 7 月 8 日
一部改正	<u>障 発 0131 第 12号</u> <u>令和 7 年 1 月31日</u>		
各都道府県知事・指定都市の長 殿		各都道府県知事・指定都市の長 殿	
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)		厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)	
精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略)		精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略)	

改正後	改正前
別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 精神科実務経験及び医療実務経験について (1) ・ (2) (略) (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。 ア (略) イ アにいう「4日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に1日おおむね8時間以上当たった日について行う。<u>ただし、同一期間のうち、複数の医療機関において、それぞれ1週間で4日に満たない勤務をした場合に、複数の医療機関における勤務の時間を合算して「4日以上」と算入することはできない。</u> なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。 ウ～キ (略) (4) 法第18条第1項第1号に規定する「診断又は治療に従事した経験」(以下「医療実務経験」という。)の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。 また、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は医療実務経験の期間に算入できる。 なお、<u>3年の精神科実務経験の期間を満たしている場合に、2年間の臨床研修の期間すべてを医療実務経験に算入することができるが、その場合の病院等名の記載は、基幹型病院の名称のみでも構わない。</u> 2 (略) 3 指導医について (1) (略) (2) 指導医は以下の役割を担うものとする。 ア・イ (略) ウ ①・② (略) ③ <u>申請者が特定医師として医療保護入院を開始する際の判定を行った症例の場合には、当該入院措置に係る特定医師としての診断又は治療に関する事項</u>	別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 精神科実務経験及び医療実務経験について (1) ・ (2) (略) (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。 ア (略) イ アにいう「4日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に1日おおむね8時間以上当たった日について行う。 なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。 ウ～キ (略) (4) 法第18条第1項第1号に規定する「診断又は治療に従事した経験」(以下「医療実務経験」という。)の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。 また、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は医療実務経験の期間に算入できる。 2 (略) 3 指導医について (1) (略) (2) 指導医は以下の役割を担うものとする。 ア・イ (略) ウ ①・② (略) (新設)

別添

改 正 後		改 正 前	
(3) (略)		(3) (略)	
4～8 (略)		4～8 (略)	
別紙1 (略)		別紙1 (略)	
別紙2		別紙2	
平成30年11月22日 医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会 令和3年6月18日（第1回改訂） 令和6年3月26日（第2回改訂） <u>令和7年1月31日（第3回改訂）</u>		平成30年11月22日 医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会 令和3年6月18日（第1回改訂） 令和6年3月26日（第2回改訂）	
ケースレポート及び口頭試問の評価基準		ケースレポート及び口頭試問の評価基準	
精神保健指定医の新規申請に係る当部会の審査に当たっては、以下の基準により、ケースレポートの書面及び口頭試問を総合的に評価する。		精神保健指定医の新規申請に係る当部会の審査に当たっては、以下の基準により、ケースレポートの書面及び口頭試問を総合的に評価する。	
1. (略)		1. (略)	
2. 症例内容		2. 症例内容	
<共通事項>		<共通事項>	
(略)		(略)	
<入院形態など症例の属性に応じた事項>		<入院形態など症例の属性に応じた事項>	
措置入院	①～④ (略)	措置入院	①～④ (略)
	(削る)		⑤ 2023年（令和5年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院措置を採る旨の告知は、患者本人及びその家族等のうち診察の通知を受けた者又は診察の立会いを行った者に対して行われており、かつ、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれているか。
	⑤ (略)		⑥ (略)
医療保護入院	⑥～⑮ (略)	医療保護入院	⑦～⑯ (略)

別添

改正後		改正前	
18歳未満の症例 (18歳未満とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう) (注)	⑬・⑭ (略)	18歳未満の症例 (18歳未満とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう) (注)	⑮・⑯ (略)
任意入院に移行した症例 (注)	⑰・⑱ (略)	任意入院に移行した症例 (注)	⑱・⑳ (略)
退院後に外来治療を行った症例 (注)	㉔ (略)	退院後に外来治療を行った症例 (注)	㉕ (略)
注 (略)		注 (略)	
<行動制限に関する事項> (略)		<行動制限に関する事項> (略)	
※ 上記の各項目については、当該項目に係る一般的な留意事項についても、口頭試問で確認を行う場合がある。		※ 上記の各項目については、当該項目に係る一般的な留意事項についても、口頭試問で確認を行う場合がある。	
本評価基準は2024年(令和6年)4月1日以後の申請について適用する。		本評価基準は2024年(令和6年)4月1日以後の申請について適用する。	
様式1-1～様式2-2 (略)		様式1-1～様式2-2 (略)	
様式3-1		様式3-1	
申請日(西暦) 年 月 日		申請日(西暦) 年 月 日	
【表紙】 令和7年2月版 ケースレポート(第 症例)		【表紙】 令和7年1月版 ケースレポート(第 症例)	
①～⑩ (略)		①～⑩ (略)	
<記載上で特に注意を要する事項>		<記載上で特に注意を要する事項>	

改 正 後	改 正 前
診断又は治療に従事した実務経験の証明のため、特に以下の点に留意すること。 (略) ⑦－２の指導期間は、⑦－１に記載した期間を含んでいるか一致すること。当該医療機関における指導を行った精神保健指定医が複数いる場合は、指導を行った全ての精神保健指定医の氏名、指定医番号、指導期間について誤りなく記載し、⑦－１に記載した期間において、指導を受けていない空白期間がないこと。<u>なお、⑦－１に記載した担当期間において、申請者が特定医師として医療保護入院を開始する際の判定を行った日が含まれる場合には、当該判定を行った日も⑦－２の指導期間に含んでいること。</u> ⑧－１、⑧－２、⑧－３は、退院後の通院治療を行った症例として提出する場合のみ記載し、⑧－２の指導期間は、⑧－１に記載した期間を含んでいるか一致すること。当該医療機関における指導を行った精神保健指定医が複数いる場合は、指導を行った全ての精神保健指定医の氏名、指定医番号、指導期間について誤りなく記載し、⑧－１に記載した期間において、指導を受けていない空白期間がないこと。<u>なお、⑧－１、⑧－２、⑧－３に記載が無い場合は、退院後の通院治療を行った症例として認められない。</u> <u>申請日現在も担当を継続している症例の場合、⑦－１、⑦－２、⑧－１、⑧－２に申請日以前（同日は可）の年月日を記載した上で、「○年○月○日（申請日現在継続中）」と記載するか、申請日以前の任意の日（例：その医療機関で常時勤務から週１日の勤務（非常勤）に勤務形態が変更した日）を記載すること。表紙⑥の退院日については、当該医療機関で継続して行われた精神保健福祉法における入院が終了した場合はその退院日を、入院継続中の場合は上記⑦－１、⑦－２と同じ内容を記載すること。</u> (略) <記載上の注釈> (略) 【関係法規に定める手続への対応】 (略) 【本文】 (略) 注 (略)	診断又は治療に従事した実務経験の証明のため、特に以下の点に留意すること。 (略) ⑦－２の指導期間は、⑦－１に記載した期間を含んでいるか一致すること。当該医療機関における指導を行った精神保健指定医が複数いる場合は、指導を行った全ての精神保健指定医の氏名、指定医番号、指導期間について誤りなく記載し、⑦－１に記載した期間において、指導を受けていない空白期間がないこと。 ⑧－１、⑧－２、⑧－３は、退院後の通院治療を行った症例と出する場合のみ記載し、⑧－２の指導期間は、⑧－１に記載した期間を含んでいるか一致すること。当該医療機関における指導を行った精神保健指定医が複数いる場合は、指導を行った全ての精神保健指定医の氏名、指定医番号、指導期間について誤りなく記載し、⑧－１に記載した期間において、指導を受けていない空白期間がないこと。 (新設) (略) <記載上の注釈> (略) 【関係法規に定める手続への対応】 (略) 【本文】 (略) 注 (略)

改 正 後	改 正 前
※ （略） 【初診時主訴】 【家族歴】 【生育・生活歴】 【既往歴】 （【病前性格】必要に応じて記載） 【現病歴】 ＜入院前経過＞ ＜入院時の状況＞ （略） ＜入院後経過＞ （略） （【考察】必要に応じて記載） （略） 様式 3－2 ケースレポート一覧 申請日 申請者氏名 申請者生年月日 住所地都道府県 （西暦） （西暦） 年 月 日 年 月 日 精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。 注）各症例について、以下の①～⑥について該当する方に☑を付けること。 ①～⑤ （略） ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、申請者が通院による治療を行った症例（事務取扱要領 2（2）ス参照）に該当するか。 （退院後の通院治療を行った症例として提出しない場合は、非該当に☑を付けること。）	※ （略） 【初診時主訴】 【家族歴】 【生育・生活歴】 【既往歴】 （【病前性格】必要に応じて記載） 【現病歴】 ＜入院前経過＞ ＜入院時の状況＞ （略） ＜入院後経過＞ （略） （【考察】必要に応じて記載） （略） 様式 3－2 ケースレポート一覧 申請日 申請者氏名 申請者生年月日 住所地都道府県 （西暦） （西暦） 年 月 日 年 月 日 精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。 注）各症例について、以下の①～⑥について該当する方に☑を付けること。 ①～⑤ （略） ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、申請者が通院による治療を行った症例（事務取扱要領 2（2）ス参照）に該当するか。

別添

改 正 後	改 正 前
(記入欄) (略) 様式4 (略) 以上	(記入欄) (略) 様式4 (略) 以上